

(第十九部)

国第一回

參議院科學技術特別委員會會議錄第七號

昭和五十九年五月十八日(金曜日)

午後零時四十八分開会

出席者は左のとおり。

理事

委員

高木健太郎君

○日本原子力研究所法の一部を改正する法律案
（内閣提出 衆議院送付）
○日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案
（本岡昭次君外二名発議）
○海洋開発基本法案（塙出啓典君外二名発議）

○委員長(高木健太郎君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案、海洋開発基本法案及び海洋開発委員会設置法案、以上の四案を議題とし、順次趣旨説明を聴取いたしました。岩動科学技術庁長官。

○国務大臣(岩動道行君) 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

我が国における原子力船研究開発につきまして

は、昭和三十八年、日本原子力船開発事業団を設立し、同事業団を中心にしてまいりましたが、昭和五十五年の第九十三回国会において、それま

での我が国の原子力船研究開発をめぐる諸情勢等を踏まえ、日本原子力船開発事業団法の一部を改

正する法律案が審議 議決され ソレによつて
日本原子力船開発事業団は、原子力船の開発のた

発議者

事務局側	官房長	科学技術厅長官	安田 佳三君
員常任委員会専門	科学技術厅研究 調整局長	福島 公夫君	野村 静二君
	科学技術厅原子 力局長	中村 守孝君	

日本原子力船開発事業団は、原子力船の開発のために必要な研究を行う機能を付与され、日本原子力船研究開発事業団に改組されたところであります。その際同事業団については、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、昭和六十年三月三十一日までに、他の原子力関係機関と統合するものとし、このために必要な措置を講ずるものとされたところであります。

この日本原子力船研究開発事業団の統合につき

本法律案は、以上の判断に基づき日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するものとし、このため同事業団を解散し、その権利義務の一切を日本原子力研究所に承継せるとともに、同研究所の業務として、原子力船の開発のために必要な研究を行うこと等を規定するなど、所要の規定の整備を行うものであります。

以上、本法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決していただけますようお願い申し上げます。

にもかかわらず、政府と科学技術庁は、日本原子力船研究開発事業団法が期限切れになる来年三月末日以降も、原船事業団を日本原子力研究所に統合することによって、内容をそのまま存続させ、しゃにむに根浜に新しい定係港をつくり、出力上昇試験、試運転を強行する道を温存するために、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を作成し、上程しております。しかも、具体的な計画は、この法律を通してから、国会の外で八

一九九

ましては、政府として慎重に検討を行つてまいり

かに御賛同あらんことをお願いいたします。

君から趣旨説明を聴取いたします。
○本岡昭次君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

月に決めようなどという許しがたい国会蔑視の方法をとつております。

そもそも平和利用の商業原子力船は、港が結水する国の碎氷船は別として、遠い将来にわたり実現性のないことが国際的にも明らかになつてゐる

現在、「むつ」の出力上昇試験等によつてデータを得ることにそれほどこだわるのは、そのデータをもとにして原子力潜水艦を初めとした軍事目的を持つ艦船を建造する意図を持つものと判断するほかはありません。

しかも内閣提出の法案によると、本来原子力の基礎研究を任務とするべき原子力研究所に、全くそぐわない船員の養成訓練等まで含む原子力船の開発業務が押し込まれ、またそれらの業務運営は、原子力安全委員会等の議決抜きに運輸大臣等が決めることがあります。このことから、最も改善されることはあります。

第一は、原船事業団の解散についてであります。原船事業団はこの法律が成立し次第（公布の日に）解散するものといたしております。

第二は、清算人の任命についてであります。主務大臣（内閣総理大臣及び運輸大臣）は、事業団を代表するものと定めております。

第三は、清算事務の監督についてであります。事業団の役員のうちから清算人を任命しなければならないものといたしております。また清算人は、事業団が解散するとともに、原則として解散前の事業団が解散するものといたしております。

第四は、清算人の選任についてであります。清算人は、遅滞なく事業団の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなくてはならないものといたしております。

第五は、清算人は、主務大臣の定める清算計画に

従つて清算を行わねばならず、主務大臣は、清算人に対し、清算に関する必要な事項を命ずることができるといたしております。

第六は、原子力船に関する措置についてであります。

清算人は、設置されている原子炉が、「むつ」船において運転されることがないようにするための必要な措置をとらなくてはならないものといたしております。具体的には次のような措置を考えられます。

その一つとしては、原子炉を撤去し、日本原子力研究所等に移すとともに、船は運輸省や商船大学等で利用することが考えられます。購入者は補助ディーゼルエンジンを増強して利用することも可能でしょう。

その二つとしては、原子炉から燃料棒のみを取り外し、廃炉として、船は同様に別途利用することも考えられます。

その三としては、制御機駆動用モーターを取り外すことなどによって、事实上廃炉処分とし、船体から取り外さぬまま全体を陸揚げして博物館等とし、管理することも一案であります。

第七は、再就職の援助等についてであります。

第八は、事業団の職員（四十余名）の再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬものと定めております。約百名に及ぶ出向社員や長期出張者については、それぞれとの企業の職場に戻ることとするとは言うまでもありません。

第九は、事業団の職員（四十余名）の再就職の援助等についてであります。

第十は、海洋条約草案を圧倒的多数で採択しました。条約の発効まではまだ数年はかかるでしょうが、ともかく海洋自由の時代はもう過ぎ去り、領海、経済水域、深海底資源開発等について新しいルールができました。

注目すべきことは、四面を海に囲まれた我が国に二百海里経済水域のルールを当てはめると、領域がなんと国土の十二・八倍の広さとなり、海陸を合わせると世界第八位の大國となるということです。

以上、この法律案の提案理由及びその内容について御説明申し上げました。

早速審議の上、参議院の良識により内閣提出法案にかえて速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長（高木健太郎君） 次に、発議者塙出席典君から趣旨説明を聽取いたします。

○塙出席典君 ただいま議題となりました公明党・国民会議提出の海洋開発基本法案及び海洋開

発委員会設置法案につきまして、その提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

海洋は、全地表面積の七割を占めながら、いまだ十分に開発されておらず、人類に残された未開発の宝庫と言えます。

海洋には、生物資源、鉱物資源及び海水など多種多様な資源が豊富に包蔵されており、さらに海洋エネルギー並びにスペースの利用等、その開発は産業の振興、国民生活の向上、さらに入類社会の福祉に寄与すること大であります。

四面海をめぐらし、国土の七五%に当たる大陸棚を有し、しかも陸上資源の乏しい我が国としては、海洋の開発は極めて重要かつ緊急を要する課題であります。

第三次国連海洋法会議は、昭和五十七年四月三十日に海洋法条約草案を圧倒的多数で採択しました。

注目すべきことは、四面を海に囲まれた我が国に二百海里経済水域のルールを当てはめると、領域がなんと国土の十二・八倍の広さとなり、海陸を合わせると世界第八位の大國となるということです。

また、最近の画期的発見として、いわゆるマンガン団塊と呼ばれる極めて良質の深海底鉱物が四千メートルないし六千メートルの深海に豊富に賦存していることが確かめられました。この深海底鉱物の探掘についても、海洋法条約では、人類の共通の財産という理念のもとに、発展途上国を配慮したルールが決められております。

こうした中で、我が国は益を確保し、海洋先進国の伝統を守り続けるためには、海洋資源の開発とともに海洋環境の保全も含めた海洋の調査、研究、開発、利用において、世界をリードし、世界に貢献していくことこそが、我が国とのるべき道であると考えます。

○公明党は、昭和四十四年に海洋資源開発振興法を初めて提出して以来、昭和四十五年、四十六年、四十八年には委員会設置法案等を加えた、いわゆる海洋開発関係法案を四回にわたって提出し、海洋開発の重要性を訴えてまいりました。

また、海洋開発審議会は、昭和五十四年八月十五日、昭和五十五年一月二十二日の二次にわたって答申し、その中で海洋開発基本法の制定と、海洋開発委員会の設置の必要性を指摘して、海洋開発体制の速やかな充実を迫り、しかも、その実現の時期を一九八〇年代初めとすべきであると提言しております。

我が国では、現在、総理府以外に十三省庁といふ多くの省庁が海洋開発に取り組んでいます

が、連係が必ずしも十分とは言えないまま縦割り行政のもとで所管業務をそれぞれ実施しているのが実情であります。海洋開発を効果的に推進するためには、国全体としての総合的な計画のもとで時代の進展におくれないよう適切な施策を実施することが必要であることは言うまでもありません。

我が国では、昭和四十八年には委員会設置法案等を加えた、いわゆる海洋開発関係法案を四回にわたって提出し、海洋開発の重要性を訴えてまいりました。

第一に、目的と基本方針としましては、海洋開発に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて国民経済と国民生活の向上に寄与することを目的とし、開発に際しては、平和的目的に限り、民主的な運営のもとに、海洋環境の保全及び国際協調を図りつつ、自主的にこれを行うこと

いたしました。

第二に、国、地方公共団体の施策、法制、財政

上の措置、年次報告等につきましては、国、地方公共団体は、海洋開発のための政策全般にわたり必要な施策を講ずるとともに、国は法制上、財政上の措置を行うものとし、また、政府は、年次報告書を国会に提出するようになつました。

第三に、国の具体的な施策としては、国は、一、海洋生物資源、海水、海底資源、海洋エネルギー及び海洋空間の開発、二、海洋環境の保全、三、海域総合利用、四、基礎的調査研究、五、基礎的科学技術の研究、六、国際協力、七、研究体制の整備、八、情報流通、九、知識の普及及び啓発、十、その他必要な事項等を推進することをいたしました。

第四に、総理府に海洋開発委員会を設置することをいたしました。

次に、海洋開発委員会設置法案について申し上げます。

第一に、目的及び設置としましては、海洋開発に関する国の大統領的かつ計画的な推進とその行政の民主的な運営に資するため、総理府に海洋開発委員会を設置することをいたしております。

第二に、所掌事務及び意見の尊重としましては、委員会は、次に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定し、その決定に基づき内閣総理大臣に意見を述べ、内閣総理大臣は、その意見を十分に尊重しなければならないものといたしました。

事項の内容は、一、海洋開発に関する総合的基本的な計画、二、海洋開発に関する重要な政策、三、関係行政機関の海洋開発に関する事務の総合調整のうち重要なものの、四、関係行政機関の海洋開発に関する経費の見積もり、五、研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究は除く）、六、その他海洋開発に関する重要事項などであります。

第三に、組織及び委員長につきましては、委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織し、委員のうち三人は非常勤とすることができるとし、また委員長は、國務大臣とすることをいたしました。

第四に、参与及び専門委員につきましては、委員会に、重要な会務につき意見を述べさせるため、非常勤の参与を置くことができるものとし、また、専門の事項を調査審議させるため、非常勤の専門委員を置くことができるものといたしました。

以上が、海洋開発基本法案及び海洋開発委員会設置法案の提案の理由並びにその主な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高木健太郎君) 以上で四案の趣旨説明の聽取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

一、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

日本原子力研究所法の一部を改正する法律
日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第十九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第三十八条第三十九条)」を「(第三十八条第三十九条)」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に、「効率的に行い」を「効率的に行うとともに、あわせて原子力船の開発のために必要な研究を行い」に改める。

第四条第四項中「増加するときは」の下に「予算で定める金額の範囲内において」を加える。

第五条の次に次の二条を加える。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条の二 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権

の目的としてこれを受けることができない。

第六条第一項第七号中「会計」を「財務及び会計」に改める。

第八条の見出しを「(名称の使用制限)」に改め、同条中「又はこれに類似する名称」を削る。

第十条中「副理事長一人」を「副理事長二人」に、「七人」を「八人」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

第十三条第一項中「副理事長及び理事」を「及び副理事長」に、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第十四条第一号を次のように改める。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第十四条第二号を削り、同条第三号中「有するもの」の下に「海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業を営む者」を加え、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第十六条に次の二項を加える。

ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十二条第一項第二号中「行うこと」との下に「(原子力船の開発のために必要な研究を行うことを含む。)」を加え、同項第八号を同項第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第二十二条第一項第七号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 旧日本原子力船研究開発事業団法(昭和三十八年法律第二百号)第二十三条第一項第三号の規定により建造された原子力船に関する業務を行うこと。

第二十二条第一項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め
る。

第二十三条中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め
に、「第四号まで及び第八号」を「第五号まで及び
第十号」に改める。

第二十四条を次のように改める。
(業務運営の基準)

第二十四条 第二十二条第一項に掲げる研究所の
業務のうち、次項各号に掲げる業務以外のもの
は、原子力委員会及び原子力安全委員会の議決
を経て内閣総理大臣が定める原子力の開発及び
利用に関する基本計画に基づいて行われなけれ
ばならない。

2 次に掲げる研究所の業務は、内閣総理大臣及
び運輸大臣が原子力委員会の決定を尊重して定
める原子力船の開発のために必要な研究に関する
基本計画に基づいて行われなければならな
い。

一 第二十二条第一項第二号に掲げる業務 (原
子力船の開発のために必要な研究に限る。)

二 第二十二条第一項第三号に掲げる業務 (船
用原子炉に係るものに限る。)

三 第二十二条第一項第四号に掲げる業務

四 第二十二条第一項第八号に掲げる業務 (前
各号に掲げる業務に係るものに限る。)

五 第二十二条第一項第九号に掲げる業務 (前
各号に掲げる業務に附帯するものに限る。)

六 第二十二条第一項第十号に掲げる業務 (前
各号に掲げる業務に関連するものに限る。)

第二十六条中「事業年度開始前に内閣総理大
臣」を「当該事業年度の開始前に、主務大臣」に
改める。

第二十八条第一項中「内閣総理大臣」を「主務
大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を
「主務大臣」に、「添附し」を「添え」に、「つけな
ければ」を「付けなければ」に改め、同条に次の
一項を加える。

研究所は、第一項の規定による主務大臣の承

資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）	
（役員の任期に関する経過措置）	
この法律の施行の際研究所の理事である者の任期は、改正後の日本原子力研究所法第十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における改正前の日本原子力研究所法第十三条第一項の規定によるその者の研究所の理事としての残任期間と同一の期間とする。	
（日本原子力船研究開発事業団法の廃止）	
日本原子力船研究開発事業団法は、廃止する。	

（科学技術庁設置法の一部改正）	
第十一條 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。	
第四条 第三十号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。	
（運輸省設置法の一部改正）	
第十二條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。	

（清算事務の監督）	
第四条 清算人は、就任の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。	
第五条 清算人は、必要があると認めるときは、清算を行わなければならない。	
第六条 清算人は、主務大臣の定める清算計画に従つて清算を行わなければならない。	
第七条 清算人は、主務大臣に提出して必要な事項を命ずることができる。	

（原子力船に関する措置）	
第九条 清算人は、破産した場合には、破産管財人は、旧日本原子力船研究開発事業団法第二十三条第一項第二号の規定により建造された原子力船について、これに設置されている原子炉が当該船舶において運転されることがないようにするため必要な措置をとらなければならない。	
第十条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。	
（主務大臣）	
第十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の清算人は、十万元以下の過料に処する。	

（規定期定は、事業団の清算について準用する。）	
（原子力船に関する措置）	
第九条 清算人は、破産した場合には、破産管財人は、旧日本原子力船研究開発事業団法第二十三条第一項第二号の規定により建造された原子力船について、これに設置されている原子炉が当該船舶において運転されることがないようにするため必要な措置をとらなければならない。	
第十条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。	
（主務大臣）	

（規定期定は、事業団の清算について準用する。）	
（原子力船に関する措置）	
第九条 清算人は、破産した場合には、破産管財人は、旧日本原子力船研究開発事業団法第二十三条第一項第二号の規定により建造された原子力船について、これに設置されている原子炉が当該船舶において運転されることがないようにするため必要な措置をとらなければならない。	
第十条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。	
（主務大臣）	

昭和五十九年五月二十四日印刷

昭和五十九年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K